



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年8月19日（火） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
県民生活課	交通安全・ コミュニティ係	廣 崎	内線 3014 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889

「交通死亡事故多発県内警報」の発令について

令和7年7月22日以降、県内では、10件10人の交通死亡事故が発生しています。これは、「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」第4別表1に定める県内警報の発令基準（1ヶ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき）に該当するため、県内全域を対象とした「交通死亡事故多発県内警報」を発令します。

1 発令種別

県内警報

2 発令期間

令和7年8月19日（火）から9月2日（火）までの15日間

3 発令者

岐阜県交通安全対策協議会長（岐阜県知事）

4 該当する発令基準

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 第4 別表1

「1ヶ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき」に該当

5 発令に伴う取組み

(1) 県の取組み

- ・ 県ホームページを活用した広報啓発
- ・ 市町村と連携した広報啓発（防災無線等）
- ・ 関係機関（交通安全協会等）との連携による広報啓発 等

(2) 警察の取組み

- ・ 事故実態に合わせた交通指導取締り
- ・ 街頭指導活動の強化 等

(3) 関係機関

- ・ 傘下組織に対する周知徹底
- ・ 事業所における安全運転指導の推進 等

【１ヶ月の交通死亡事故の概要】

発生日	発生場所	事 故 概 要
7月22日 (火) 昼	各務原市	普通乗用（男性、51歳）は東進中、駐車車両に衝突。更に駐車車両は歩行者（男性、75歳）に衝突。 歩行者が死亡。
7月24日 (木) 昼	揖斐郡 池田町	普通乗用（男性、71歳）は東進中、歩行者（女性、92歳）に衝突。 歩行者が死亡。
7月26日 (土) 昼	関市	軽四乗用（女性、78歳）は西進中、道路左側に転落。 軽四乗用運転者が死亡。
8月3日 (日) 昼	各務原市	普通乗用（男性、33歳）は東進中、軽四乗用（男性、70歳）と衝突。 軽四乗用助手席同乗者（女性、65歳）が死亡。
8月5日 (火) 夜	羽島市	中型貨物（男性、49歳）は南進中、同一方向に進行中の自転車（女性、75歳）に追突。 自転車運転者が死亡。
8月8日 (金) 昼	羽島市	普通貨物（男性、59歳）は南進中、道路左側の川に転落。 普通貨物運転者が死亡。
8月13日 (水) 夜	各務原市	普通乗用（男性、34歳）は東進中、原付バイク（男性、66歳）に追突。さらに、後続車が原付バイク運転者を轢過。 原付運転者が死亡。
8月15日 (金) 夜	可児市	自動二輪（男性、23歳）は東進中、道路右側の円柱に衝突。 自動二輪運転者が死亡。
8月16日 (土) 昼	海津町	自動二輪（男性、53歳）は、北進中、対向の大型貨物と正面衝突。 自動二輪運転者が死亡。
8月18日 (月) 昼	高速道路	自動二輪（男性、83歳）は、高速道路を走行中、左側の壁に衝突。 自動二輪運転者が死亡。

【交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（抜粋）】

（発令基準等）

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めたとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 ・交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・2以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ <u>1ヶ月の県内死亡事故死者数が10人に達したとき</u>

（発令期間）

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- （1） 非常事態宣言 その都度決定する。
- （2） 県内警報 発令の日から起算して概ね15日間とする。
- （3） 地域警報 発令の日から起算して概ね10日間とする。

2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。